



森田北東部土地区画整理事業で住所・本籍が変更となる方へ

～運転免許証記載事項変更手続きのお知らせ～

変更手続きについて

窓 口

土地区画整理事業が完了し、平成31年2月に換地処分が行われます。これにより、森田地区の多くの方が住所や本籍が変更となります。



運転免許証も記載事項変更の手続きが必要となりますのでお知らせします。なお、免許更新時に同時に変更することもできます。(確認書類必要)

- ◎ 必要なもの 運転免許証
本籍変更の場合、**証明書**又は住民票(原本提出)
住所変更の場合、新住所が確認できる書類(原本コピーし返却)

※ 新しい住所が確認できる書類とは次のいずれかをいいます。

- ・ **証明書(市役所、連絡所で無料発行する市長名の証明書)**
 - ・ 住民票の写し
 - ・ 健康保険証(新しい住所の記載のあるもの)
 - ・ 新しい住所あての官公庁からの郵便物
- 変更となる方の氏名が記載されているものに限りま

- ◎ ご家族等による代理手続き
本人による届出のほか、代理の方による手続きができます。
 - ・ **同居の家族の方**が手続きされる場合は**運転免許証、同居の家族以外の方**が手続きされる場合は**委任状**を持参してください。
 - ・ 代理手続きの場合は、**それぞれの方の確認書類**を準備願います。

- ◎ 受付窓口 お近くの運転者教育センター 又は 警察署
- ◎ 受付時間 平日 午前9時30分～12時 午後2時～5時15分
(警察署は午前8時30分～午後5時15分)

臨時窓口を設置します

対象となる方が非常に多いので毎週土曜日(2月16日～4月20日)に、福井県運転者教育センター(春江)に臨時窓口を設置します。

平日都合の悪い方は、土曜日に手続きを行ってください。

(集中による混乱を避けるため、**日程表**のとおり新住所別に日を指定します。)

- ◎ 受付窓口 福井県運転者教育センター(坂井市春江町針原58-10)
- ◎ 受付時間 土曜 午前8時30分～11時30分
午後1時00分～4時00分

お問い合わせ先

- 福井県運転者教育センター 0776-51-2820(担当:免許係)

